

2022年第2回定例会

日本共産党 熊田 ちづ子

1. 日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求めることについて

ロシアはウクライナ侵略で、核兵器の使用をちらつかせ、世界を恐怖に陥れています。それを受けて日本も核を共有すべきだという議論がありますがとんでもありません。日本は戦争による唯一の戦争被爆国です。被爆者のみなさんが原爆の被害者は「私たちを最後にして」と被爆の悲惨な実態を全世界に訴えてきた結果が世界を動かし、国連で核兵器禁止条約が成立。2021年1月22日に発効されました。核兵器は持つことも使用することも、禁止されました。

(核兵器禁止条約が批准国は61ヶ国です。)

唯一の戦争被爆国としてやるべき事は、核兵器禁止条約に参加し非核の先頭に立つことです。

日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准するよう申し入れること。

【答弁】

ただいまの共産党議員団の熊田ちづ子議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、核兵器禁止条約についてのお尋ねです。

まず、政府に署名・批准を求めることについてです。

港区の首長として加盟する平和首長会議の国内加盟都市会議は、これまでも日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准するよう継続して要請しております

6月21日（オーストリア・ウィーン）に開催される第1回の締約国会議にオブザーバーとして参加するよう求めること。

答弁を求めます。

【答弁】

次に、国に締約国会議へのオブザーバー参加を求めることについてのお尋ねです。

昨年11月、平和首長会議の国内加盟都市会議は、日本政府に対して、核兵器禁止条約第1回締約国会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶のためにリーダーシップ

を發揮していただくよう、要請文を提出いたしました。

区は、引き続き、平和首長会議に加盟する都市と連携し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を訴えてまいります。

2、消費税を5%に引き下げることについて

一般紙に「生活必需品急騰」「賃上げ吹き飛ぶ」、との記事が掲載され、「光熱費や食料品といった生活必需品で値上りが大きいため、低所得世帯では年収比で、消費税を5%引き上げたのと同程度の負担になっており、消費税の減税など、物価高騰から暮らしを守る対策が必要」と指摘しています。

日本経済を立て直すためには、GDPの6割を占める個人消費の拡大が必要です。

国民や商店にとって、一番いいのが消費税の5%への減税です。コロナ禍で世界では85の国と地域で付加価値税が減税されています。

日本の経済を正常に動かすために、消費税を5%に引き下げよう、国に働きかけること。

答弁を求めます。

【答弁】

次に、消費税を5パーセントに引き下げることについてのお尋ねです。

コロナ禍の長期化や物価高騰を踏まえ、国は、生活に困窮する世帯等に対する給付金の支給や、ガソリン等の価格の激変緩和策など、追加の支援策に取り組んでいます。

区では、消費税率の引下げについて国に要請することは考えておりませんが、引き続き、国の動向を注視してまいります。

3、インボイス制度（適格請求書保存方式）の中止について

国税庁は、消費税法の改定で2023年10月から仕入れ税額控除は「インボイス」がなければ認められないとしています。

日本商工会議所が行った調査では、「制度が複雑で、よくわからない」が42.4%。「申告免除事業者が課税事業者に転換する際の制度が複雑で事務負担に対応できない」が49.2%です。（2021年11月10日公表）

シルバー人材センターの会員はインボイスを発行できないため、消費税負担が増えることとなります。シルバー人材センターの新たな負担額は全国で年間約 200 億円、1 センター当たり 1, 500 万円に上ることも明らかになりました。(5 月 25 宮本質問)

タクシー業界でも大混乱が起きています。消費税の納税を免除されている個人タクシーはインボイス領収書を発行できないため、タクシー代を経費で落とす客がインボイス領収書を求めても応じることができず、トラブルになりかねません。フリーライターや個人事業主など多くの事業者に影響を及ぼします。

1) 中小企業の営業を守るためにもインボイス制度は中止するよう国に申し入れるべきです。

【答弁】

次に、インボイス制度の中止についてのお尋ねです。

まず、インボイスの導入の中止を国に申し入れることについてです。

区として制度導入の中止を国に申し入れることは考えておりませんが、令和 5 年 10 月の制度開始に向け、区内事業者が制度の内容や自社への影響を正しく理解できるよう、税務署との連携による制度説明会を本年 9 月に開催いたします。

また、インボイス発行事業者となるか、免税事業者として事業を継続するかといった制度への対応について、税理士に直接相談することができる無料相談窓口を本年 10 月に設置し、事業者の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

2) 港区としてシルバー人材センターへの独自支援を行うべきです答弁を求めます。

【答弁】

次に、港区シルバー人材センターへの独自支援についてのお尋ねです。

令和 5 年 10 月に予定されているインボイス制度の導入により、シルバー人材センターでは、消費税の仕入税額控除ができなくなります。

そのため、全国シルバー人材センター事業協会では、簡

便な方法により仕入税額控除が受けられるよう、国に対し継続的に働きかけを行っていますが、これまでに特例的な取扱いなどは示されていません。

今後も引き続き、国や事業協会の動向を注視し、港区シルバー人材センターの安定的な事業運営を確保するため、支援策を検討してまいります。

4、男女平等参画センター（リーブラ）について

2019年4月から明日葉が指定管理になって、1年で突然センター長が辞め、4月から4人目のセンター長が就任しています。キャリアを持つ職員が退職するなど異常な事態です。

利用者から何度も区に改善を求めて交渉が行われました。5月6日は副区长に要望書が提出され、懇談が行われました。

参加者からは、「指定管理制度の下では職員は安心して働くことができない。」「リーブラは婦人会館時代から多くの女性がかかわって、区と一緒に男女共同参画を進めてきました。」「センター長が短期間で交代することは、利用者とのコミュニケーションも築くことができない。働く方にとっても不安定です。」といった意見です。

区として、安定した運営ができるよう、利用者との信頼を築くためにも指定管理事業者を指導すべきです。答弁を求めます。

【答弁】

次に、男女平等参画センターについてのお尋ねです。

まず、指定管理事業者への指導についてです。

区は、指定管理者に対して実施している、社会保険労務士による労働環境モニタリングや施設運営に係る第三者評価の結果に基づき、適切な対応を講じるよう改善を促しております。また、指定管理者との毎月の定例会議や日頃からの情報共有を行う中で、必要に応じて、指導、助言等を行っております。

今後も、指定管理者との連携を密にし、運営上の課題を早期に把握することで、改善につなげ、利用者との信頼を築くとともに、リーブラの安定した運営に向けて取り組んでまいります。

日本のジェンダーギャップ指数は先進国156ヶ国中120位と大変低い状況が続いています。コロナの感染拡大で多くの女性が経済的な困難に落ち込みました。非正規労働者が多いことや男女の賃金格差

が大きいことも要因になっています。年間平均賃金では 240 万円、生涯賃金差は 1 億円にもなります。男女平等参画実現という政策部門を担う男女平等参画センターは直営とすべきです。答弁を求めます。

【答弁】

次に、男女平等参画センターの直営化についてのお尋ねです。

区は、男女平等参画センターの管理運営に当たっては、民間事業者等のノウハウやアイデア、専門性を生かした講座の実施や相談室の運営、図書資料の充実など、施設の効率的、効果的な運営が可能なことから、指定管理者制度を導入しております。

近年、女性活躍推進法や働き方改革関連法が制定されるなど、社会における男女平等参画に関する意識が高まり、男女平等参画センターの役割や、時勢を踏まえた対応はこれまで以上に重要となっています。

区は、今後も、指定管理者制度のメリットを生かし、柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な施設運営に努めてまいります。

5、75才以上の医療費窓口負担2倍化に反対することについて

コロナの感染が治まらないなか、異常な物価高で国民の暮らしは大変です。そんなときに10月から窓口負担が1割から2割になったら、医療の機会を奪うこととなります。早期発見、早期治療は医療費削減につながります。

区民の命、健康を守る立場にある区長として、10月からの医療費の窓口負担2割を中止するよう求めるべきです。答弁を求めます。

【答弁】

次に、後期高齢者医療の窓口負担の見直しを行わないよう国に申し入れることについてのお尋ねです。

国は、団塊の世代が75歳以上となることを受け、後期高齢者の医療費の増加に伴う現役世代の負担上昇を抑えるため、本年10月から一定以上の所得がある被保険者の窓口負担を1割から2割に見直します。

対象となる被保険者に対しては、見直しから3年間は、1か月の負担増を最大でも3千円とする配慮措置も講じられており、区は、窓口負担の見直しを行わないよう国に申

し入れることは考えておりませんが、引き続き、適切な制度運営に努めてまいります。

6、大平台みなと荘の改善について

4月から新たな事業者になってからの利用者アンケートには、以前に比べ、料理の質・味ともに落ちている。品数が少なくなっている。料理について質問しても答えられない。料理の提供が遅い、片付けが早く追い立てられているよう。といった意見が寄せられています。

原因としては、新規事業者が3月中に厨房に入れなかったことや食器の不足などでメニューについて安全策をとったこと。派遣スタッフで対応しているが、未経験者が派遣されている。などが挙げられています。事業者がどこであれ、継続したサービスを提供すべきです。事業者が慣れるまで我慢してくださいということにはなりません。継続したサービスを提供できるよう改善すべきです。答弁を求めます。

【答弁】

次に、大平台みなと荘の改善についてのお尋ねです。

まず、継続したサービスの提供についてです。

区では、利用者からの意見を踏まえ、職員が現地を確認し、指定管理者と協議の上、食事メニューの見直し、レストラン専属の支配人の配置などによるスタッフの増員のほか、指定管理者本部による研修の実施など、サービス向上に向けて取り組んでおります。こうした取組により、利用者から改善されたとの評価もいただいております。

今後も、利用者の意見を真摯に受け止め、指定管理者と協議を継続し、サービス全般について満足いただける施設づくりに取り組んでまいります。

他にも利用者から改善の声が寄せられています。来年度は改修工事が計画されています。改修工事に合わせて次の点についても検討すべきです。

- 1) ベッドの部屋を増やしてほしい。ベッドに手すりをつけてほしい。
- 2) 露天風呂の手すりを増やしてほしい。
- 3) お風呂用の車いすがあればみんなと一緒に広いお風呂に入れる。
- 4) 障害者用のお風呂は使いづらい
- 5) お部屋用の浴衣の種類を増やし、選べるようにしてほしい。との要望です。障害者や利用者の声を聴いて、改修計画に生かすべき

です。答弁を求めます。

【答弁】

次に、改修工事の計画についてのお尋ねです。

大平台みなと荘の大浴場、障害者用の小浴室、客室などについては、令和5年度にバリアフリーの観点を踏まえた改修工事を行います。

あわせて、ベッドタイプの部屋の増設や浴衣の種類を増やすことにつきましては、利用者アンケートなどを踏まえ、検討してまいります。

7、身寄りのない生活保護利用者の支援について

単身の生活保護利用者がなくなった場合、借りていたアパートの片づけができないなど課題があります。

生活保護法では、葬祭扶助しか認められていません。

家族がいない人の場合、大家さんの負担で片づけなければなりません。そのことが生活保護の方が部屋を借りる際の困難になっています。担当からも「単身の被保護者が死亡した場合、部屋の原状回復を図るための費用を支給できるように」と要望が出されています。

現状の制度が実態に合っていない訳ですから、早期に改善を求めること。改善するまでは区独自で部屋の原状回復のための支援を行うこと。答弁を求めます。

【答弁】

次に、身寄りのない生活保護受給者の支援についてのお尋ねです。

身寄りのない単身の被保護者が死亡した際には、部屋の原状回復のための費用が、敷金で賄えないこともあることから、区はこれまでも東京都を通じて国に対し、葬祭扶助で原状回復の費用を支給できるよう要望してまいりました。

区で独自に原状回復のための費用を支援することは考えておりませんが、引き続き葬祭扶助の改正に向け、東京都を通じて国に対し要望してまいります。

8、生活保護利用者の大学進学問題について

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書（平成29年12月15日）によると、「生活保護世帯の子が大学等（夜間

大学等を除く)に進学する場合は、その子ども分は保護費の対象外としている。生活保護世帯の子どもの大学進学率は33.1%(平成28年4月)で、全世帯の進学率73.2%と比較して著しく低い状況にある。」

「貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するためには、大学等に進学する子どもについて生活保護の対象から外す、「世帯分離」を行うべきではなく、アルバイト収入等を学費に充てた上で、生活保護を受給しながら大学等に進学すること(世帯内就学)を認めるべき」「就労か進学か選択するに当たって、生活保護制度特有の事情が障壁とならないよう、制度を見直すべきである。」等の意見が記録されています。

1) 貧困の連鎖を断ち切るために「世帯分離」の運用をやめ、進学を認めること。

2) 現状では授業料のための奨学金やアルバイト収入が収入認定されて生活保護費が減額されてしまいます。授業料や教科書・参考書、通学交通費をはじめ就学に必要な費用は収入認定から除外すること。

以上2点について、国に要請すること。

答弁を求めます。

【答弁】

次に、生活保護受給者の大学進学問題についてのお尋ねです。

生活保護受給者の子どもが大学等へ進学する際の世帯の在り方については、現在、国の社会保障審議会において、子どもの貧困対策の中で、検討されています。

区は、現時点で、国に要望することは考えておりませんが、引き続き、生活保護制度の見直しに向けた国の動向を注視してまいります。

9、区民健診に聴力検査を導入することについて

長年の区民のみなさんの願いである補聴器助成制度が今年度から実現しました。補聴器相談医を受診し、認定補聴器技能者による調整やアフターケアなど「港区モデル」としてスタート。区民の皆さんや他自治体からも多くの問い合わせがありました。

自分では気づきにくい難聴の早期発見のためにも聴力検査が求められます。

予算特別委員会で、担当課長は「効果的な聴力検査の実施体制を整備するために、適切な対象年齢や検査の間隔、検査実施医療機関の確保、精密検査対象者や補聴器導入に至るまでの手順や考え方などあらゆる想定を重ねて検討している」と前向きな答弁でした。

早期発見のためにも区民健診に聴力検査を導入すべきです。

答弁を求めます。

【答弁】

次に、区民健診への聴力検査の導入についてのお尋ねです。

国の難聴高齢者に関する研究班の報告では、加齢性難聴を早期発見し、補聴器など適切な措置をとることは、生活の質を向上させる上で有効な手段とされています。

一方、高齢者の聴力検査については、法的な位置づけがなく、対象年齢や検査間隔、判定基準などが明確に定まっていません。また、実施には、一定の設備を備えた医療機関において、耳鼻科専門医による体制を整備する必要があり、現状、対応可能な区内の医療機関は限られています。

区は、これらの課題の解決に向けまして、港区医師会や耳鼻科専門医などと連携し、実現可能な検査体制を検討してまいります。

10、田町駅のバリアフリーについて

1) 田町駅西口にはエレベーターがないため、車いすやベビーカー等の利用者は隣の田町センタービルのエレベーターを使う事になりますが、ビルが閉まっている早朝や夜間帯は利用できません。都の障害者福祉会館の利用者も多く、改善が求められます。

田町駅西口のエレベーター設置を急ぐべきです。答弁を求めます。

【答弁】

次に、田町駅のバリアフリーについてのお尋ねです。

まず、田町駅西口のエレベーター設置についてです。

田町駅は、港区バリアフリー基本構想において、重点整備地区として位置付けており、鉄道事業者は、ホームからのバリアフリー経路の整備を検討することとしております。

引き続き、JR東日本など鉄道事業者に対し、駅改良に併せたエレベーターの設置を要請するとともに、駅周辺で開発が行われる際には、開発事業者に対し、24時間利用可能なエレベーターの設置を誘導し

てまいります。

2) 田町駅の山手線にはホームドアが設置され、視覚障害者は安心して駅を利用することができるようになりました。未設置の京浜東北線のホームドアの設置を急ぐようJRに働きかけるべきです。答弁を求めます。

【答弁】

次に、ホームドア設置に対するJRへの働きかけについてのお尋ねです。

区内にあるJR東日本の5つの駅には、山手線や京浜東北線など4つの路線が走行しており、このうち山手線については、既に全駅でホームドアが整備されています。

京浜東北線のホームドアが未整備となっている田町駅及び浜松町駅の2駅につきましては、令和13年度までに整備されると聞いており、引き続き、早期設置を要請してまいります。

11、ちいばすのバス停の改善についてです。

旧) 勤労福祉会館前は、田町駅から六本木ヒルズ行き、品川駅行き、新橋駅行きと3路線のバス停になっています。都の障害者福祉会館の利用者も多く、雨の日は大変不便を感じており屋根を設置してほしいと要望が寄せられています。現在のバス停は、地下からの空気孔があるために、設置は困難とのこと。以前、都バスが走っていた時は、現在のバス停より北側で地下鉄の出入り口に近い方にバス停があり屋根も設置されていたとのこと。バス停の移設も含め早急に屋根の設置を検討すべきです。答弁を求めます。

【答弁】

次に、ちいばすのバス停の改善についてのお尋ねです。

まず、旧勤労福祉会館前のバス停への上屋の設置についてです。

バス停の上屋設置につきましては、歩道幅員、地下埋設物などの道路状況や、利用者の状況を勘案し、道路管理者や交通管理者と調整を図りながら、設置可能な場所から順次設置しております。

旧勤労福祉会館の前にある三田線三田駅前バス停への上

屋設置につきましては、バス停の真下に地下鉄の換気口があるため、設置が困難な状況です。

引き続き、バス停移設の可否も含め、上屋の設置について、調査を進めてまいります。

産業振興センターと三田図書館が札ノ辻に移転しました。田町駅東口に向かうバスのバス停は、田町駅西口の次は札の辻を渡って藻塩橋になります。札ノ辻スクエアの近くにバス停を求める声が寄せられました。利用者の利便性向上のためにも札ノ辻スクエアの近くにバス停を設置すべきです。答弁を求めます。

【答弁】

最後に、札の辻スクエア付近へのバス停設置についてのお尋ねです。

札の辻スクエア付近は、国道の交通量が多く、交差点からの距離も短いことや、札の辻スクエアの敷地や駐車場の形状から、新たに停車場所を確保できないため、建物近くへのバス停設置は困難な状況です。

引き続き、施設利用者の利便性向上につながるよう、田町駅西口のバス停の移設の可能性などについて、調査を進めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

《再質問1》

インボイスの導入の中止を国に申し入れることについて

税務署と連携しての説明会や専門家の相談体制は必要であるから、それは是非やっていただきたい。

しかし、本質は変わらない。インボイス発行事業者か免税事業者か、どちらかを選択しなければならない。どちらを選択しても負担が増えることに変わりはない。

区内のフリーター、個人事業主、個人タクシーを守るために、国に中止を求めていただきたい。

【答弁】

インボイス制度の導入の中止を国に申し入れることは考えていないが、区内事業者が制度の内容や自社の影響等を正しく理解できるよう、制度説明会を開催するとともに、税理士などの専門家に直接相談

することができる窓口を開設する。区としても、専門家と連携して、十分な周知を図っていく。また、事業者の経営状況を丁寧に聞き取り、区として、中小企業の支援策を用意していく。

《再質問2》

男女平等参画センターの直営化について

この間、交渉、申入れを継続してきた結果、先日、副区長と懇談し、事体を深刻に受け止めていただいたと、利用者は実感している。

男女平等参画センターは、男女平等行動計画の推進に係る拠点施設であり、指定管理者任せで良いのか。

政策を担う部門については、直営にして、区が責任をもって政策の実現に向けて取り組むべき。

【答弁】

指定管理者制度のメリットを生かした施設運営に努めていく。また、利用者等の意見を聴きながら、区として円滑な運営を行い、男女平等参画センターの目的が果たせるよう、運営していく。

《再質問3》

区民健診への聴力検査の導入について

聴力検査の実施に法的な根拠がないなど、課題があるということだが、港区医師会は、区に先駆け聴力検査を行い、その結果、65歳以上の78.9%が難聴という調査結果が出ている。

制度の利用に当たり、区内の専門の耳鼻科、技能者を利用することから、制度が円滑に運用されるためにも、自分では気付きにくい聴力の検査を区民健診の中で実施すべきであり、早期の実現に向け、準備を進めていただきたい。

【答弁】

検査をしていただける医療機関の確保など、実施に当たっての課題があり、港区医師会、耳鼻科専門医と連携して、実現可能な検査体制を検討していく。